

## 廃業型私的整理手続利用時に解散決議ができない場合の対処法 ～会社解散の訴え～

佐藤 俊  
Shun Sato

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

令和4年に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の適用が開始されてから2年が経過し、この間、実務においても多数の事業再生計画案・弁済計画案が策定され、成立しています。

計画案の中には、同ガイドライン第三部が規定する廃業型私的整理手続による弁済計画案も多く含まれます。廃業型私的整理手続の場合は、同ガイドラインの目的の一つである事業清算に伴って債務者企業の解散・清算を実施することが多いと思われませんが、実務上、例えば株主数が相当数にのぼり、株主名簿上の株主が死亡するなどして経営に関心もなく、株主総会における解散決議の定足数を満たさない場合や、同族会社の株主である親族の間で感情的な対立があり、解散決議(特別決議)の要件を満たさない場合など、株主総会決議による解散ができないことにより、債務者企業の清算に支障を来す場面が生じています。

このような事態に直面した場合、破産手続による債務者企業の清算も選択肢の一つかも知れませんが、せっかく同ガイドラインに基づく弁済計画が成立し、又は成立し得る状況にあるにもかかわらず、最終的に債務者企業が破産手続を利用せざるを得ないということになれば、当該債務者企業又はその経営者のレピュテーションの低下は避けられず、せっかくの私的整理手続の意味がなくなってしまいます。

そこで、このような事態を回避するための施策の一つとして、会社解散命令の申請(会社法824条)や、会社解散の訴え(解散判決請求。会社法833条)を利用することはできないでしょうか。本稿では、株式会社を題材に、その解散事由を確認

の上で、会社解散命令と会社解散の訴えについて簡単にご紹介し、廃業型私的整理手続における両手続活用の可能性についてご説明したいと思います。

### 第2 株式会社の解散事由

株式会社の解散事由は、会社法471条に以下のとおり規定されています。

- ・ 定款上の存続期間の満了
- ・ 定款上の解散事由の発生
- ・ 株主総会決議
- ・ 合併による消滅
- ・ 破産手続開始の決定
- ・ 会社解散命令又は会社解散の訴えにより解散を命ずる裁判

株主総会で特別決議ができる案件であれば、同決議により解散して、債務者企業の清算を進めることができますが、本稿ではこの決議が行えないという想定で、会社解散命令と会社解散の訴えの活用可能性について、見ていきたいと思います。

### 第3 会社解散命令(会社法824条)

#### 1 解散命令の要件

会社解散命令は、以下のいずれかの要件を満たした場合に発令されます。

- ・ 設立が不法な目的による場合
- ・ 正当理由なく1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上の事業休止をした場合
- ・ 業務執行取締役等が権限の逸脱・濫用、又は刑罰法令に

触れる行為をした場合において、法務大臣からの警告を受けたにもかかわらずなお継続又は反復して当該行為をしたとき

## 2 廃業型私的整理手続への適用可能性

廃業型私的整理手続を利用する債務者企業の設立が不法な目的であるとか、業務執行取締役等の権限濫用等がある場面は限られていると思われまので、会社解散命令を利用しようとする場合、そもそも債務者企業が1年間「事業を休止」していることが必要となります。廃業型私的整理手続に入る前から事業休止中であるような債務者企業も存在し得るとは思いますが、そうでなければ会社解散命令の請求まで事業休止から1年間に要することになり、それだけ清算結了が遅れますので、廃業型私的整理手続において、会社解散命令の請求を検討できる事案は限られ、一般的な活用は困難であるものと思われま。

なお、何をもちて事業休止といえるかについては、裁判例上、代表者行方不明等の事情を認定し、「全く更生の見込みがない」場合にこれを認めた例があります(松山地裁西条支部昭和37年9月11日決定)。廃業型私的整理手続に則って事業を廃止した債務者企業が、「事業を休止」したといえるのか否かについては管見の限り先例はありませんが、会社解散命令が、会社制度が濫用され、公益を害する場合に用いられる制度であることに鑑みて、事業休止該当性を判断することになると思われま。

## 第4 会社解散の訴え(会社法833条)

### 1 会社解散の訴えの要件

会社解散の訴えに基づく解散判決は、以下のいずれかの場合において、「やむを得ない事由」があるときになされます。

- ・ 株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき

- ・ 株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき

上記の要件のうち、「やむを得ない事由」というのは、会社の解散以外に会社の正常な運営が確保できず、株主の正当な利益保護のために他に方法がなく、解散が唯一の最後の手段である場合をいうと解されています。この点、廃業型私的整理手続を採る債務者企業の多くがそうであるように、自己破産の申立てにより破産手続開始の決定を受け得る場面においてもなお「やむを得ない事由」があると言えるか否かについては解釈上の対立があるようです。この点については、中小企業活性化協議会が関与した事業再生計画(いわゆる第二会社方式によるもの)に基づき事業を譲渡し、債務超過状態にある債務者企業について、反対株主からの解散への協力が得られる見込みが乏しいことを理由に、「やむを得ない事由」を認めた裁判例が存在します(千葉地裁松戸支部令和5年8月23日判決)。

上記千葉地裁松戸支部判決は、合わせて、①債務者企業は、再生計画に則り、速やかに解散し、特別清算手続において対象債権者に按分弁済をする必要があること、②反対株主の協力がなく、解散の株主総会決議ができないこと、③利益を生み出す事業を行っていないこと、④金融機関等からの借入金の遅延損害金の累積が増大し、金融機関等からの法的手段による債権回収が行われれば対応費用等が発生するおそれが高いことを根拠に、債務者企業に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあると認定しました。

一つの裁判例ではありますが、管見の限りこれと反対の結論を出した裁判例は存在しないようですので、この裁判例の判示に従う限りは、破産原因を抱えつつ廃業型私的整理手続を行う債務者企業に対しても、解散判決がなされる余地があるように思われま。

### 2 会社解散の訴えの原告適格等

会社解散の訴えについては、発行済み株式の10分の1以上

の株式を有する株主等に原告適格があります。そして、会社は被告となります。

会社自らが、自身について解散の訴えを提起することはできず、仮に債務者企業(その代表者)が自らの解散を志向したとしても、10分の1以上の株式を有する株主の協力なくしてこの手続を使うことはできません。

なお、解散判決には対世効がありますので(会社法838条)、被告たる会社が、原告たる株主の訴えを認諾し、主張について自白したとしても、裁判所の判断がこれに拘束されるものではありません(処分権主義・弁論主義の不適用)。

### 3 解散判決後の清算人

解散判決が確定すると、会社は解散することとなりますが、株主総会決議により解散する場合等と異なり、解散前の取締役

役が、自動的に解散後の債務者企業の清算人となることはありません(会社法478条3項)。このような状況の下で債務者企業の清算を進めるためには、裁判所に清算人選任の職権発動を求めるか、利害関係人によって清算人選任の申立(会社法478条3項)を行った上で、裁判所に清算人を選任してもらう必要があります。

### 第5 まとめ

以上のとおり、廃業型私的整理手続を志向するものの、株主総会決議による解散ができない場合であっても、会社解散の訴えと、清算人選任申立を活用することによって、債務者企業の解散・清算を進める余地がありますので、株主総会決議による解散が困難な事例であっても、破産手続によらない廃業・清算の道を諦めずに検討すべきといえるでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】